

令和5年9月1日

「建築材料・設備機材等品質性能評価事業」

関係者各位

一般社団法人 公共建築協会

評価基準の改定について

拝啓

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。また、平素より当協会に対して格別のお引き立てをいただき厚く御礼申し上げます。

さて、当協会の建築材料・設備機材等品質性能評価事業における、建築材料・設備機材等の評価基準（以下「評価基準」という。）を、JIS 改正等に伴い改定を行いました。改定内容は、別紙を参照してください。

評価基準の改定により、申請内容と評価基準との間に差異が生じている場合があります。

つきましては、貴社の申請内容と建築材料等評価基準との差異を確認のうえ、差異が確認された際には、下記1. 2. のいずれかにより対応いただきますようお願い申し上げます。

なお、当該文書については、国・地方公共団体等の発注者へも送付していることを申し添えます。

敬具

記

1. 変更評価による対応

評価基準の改定部分と貴社の申請内容の間に生じている差異について、次に示すように、変更評価を申請し評価書を取得してください。

(1) 変更申請の手続き

①変更申請の手続きについては、「変更評価の手続きについて」に基づき、申請書類を作成してください。

なお、申請の際ご不明な点等がある場合は、事務局宛てメール等でご相談ください。

②受付は随時行っています。受付審査が終了次第、直近の評価委員会に諮り審査を実施します。

③変更評価が終了した場合には、評価書を交付するとともに、当協会のホームページにて公表します。

(2) 変更申請の経費

変更評価の内容により評価料金は異なります。「建築材料及び設備機材 評価申込案内」により確認を行ってください。

2. 既評価書をそのまま継続使用

各工事において、評価基準が改定された部分について、品質性能等の証明書を評価書とともに提出するなど、改定により内容に差異が生じた部分の証明を工事ごとに行ってください。

評価基準（令和5年度版）と差異が生じている既評価材料・設備機材等を使用する工事に納入する場合、これまでは、品質性能等の証明として評価書の写しを提出していたと思いますが、それに加えて評価基準に適合することを、各工事において、証明書、検査成績書等の提出により証明してください。

なお、これについては、発注者側の了解を得たものではありませんので、提出時に発注者側への説明も必要となります。

3. 問い合わせ先

一般社団法人 公共建築協会 評価事務局

Tel 03-3523-0384 Fax 03-3523-1827（建築、電気設備、機械設備共通）

Mail 建築材料等評価部：hyokajigyo-a@pba.or.jp

電気設備機材等評価部：hyokajigyo-e@pba.or.jp

機械設備機材等評価部：hyokajigyo-m@pba.or.jp

電気設備機材等評価基準 新旧対照表

*下表は、令和4年版から令和5年版への改定部分のみ掲載しています。評価書との差異を確認するには、過去の対照表もご確認ください。

*下表は、電気設備機材等評価基準の品目ごとに改定内容を記載したものです。改定後と従来の評価基準の改定箇所を抜粋しています。

*赤字は、改定箇所を示しています。

品目	令和4年度版	令和5年度版	改正理由
高圧機器 ⑤高圧負荷開閉器	JIS C 4607「引外し形高圧交流負荷開閉器」による、受渡検査の試験項目（主回路の乾燥商用周波耐電圧、補助回路及び制御回路の耐電圧、主回路の抵抗、無電圧連続開閉、引き外し(制御電圧の下限)、トリップ(制御電圧の下限)）の試験結果が適合している。	JIS C 4607「引外し形高圧交流負荷開閉器」による、受渡検査の試験項目（主回路の耐電圧、制御回路の試験、主回路抵抗、 気密、外観構造 、無電圧連続開閉、引き外し(制御電圧の下限)、トリップ(制御電圧の下限)）の試験結果が適合している。 JIS C 4607「引外し形高圧交流負荷開閉器」の改定により、 気密、外観構造 の試験項目が追加された	JIS改正による見直し